



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 4月 9日 火曜日 第1346号

◇ 目 次 ◇ 告 示

新たに生じた土地の確認（宮窪町）.....	453
字の区域の変更（＃）.....	453
新たに生じた土地の確認（城辺町）.....	453
字の区域の変更（＃）.....	453
土地改良区役員の退任の届出.....	453
土地改良区役員の就退任の届出.....	453
漁業の免許.....	454

公安委員会規則

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則.....	454
愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	498

任 免 辞 令

定年退職.....	498
-----------	-----

告 示

○愛媛県告示第 798 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宮窪町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた土地は、宮窪町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
宮窪町大字余所国1785、1788の5、1788の6、1802、1802の2から1802の4まで、1809の1、1809の2、1810から1812まで、2060の2、2063、2064、2065の1、2065の2及び2201の地先	2 234 22

○愛媛県告示第 799 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮窪町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
大字余所国	宮窪町大字余所国1785、1788の5、1788の6、1802、1802の2から1802の4まで、1809の1、1809の2、1810から1812まで、2060の2、2063、2064、2065の1、2065の2及び2201の地先	公有水面埋立地	2 234 22

○愛媛県告示第 800 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、城辺町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた土地は、城辺町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
城辺町岩水1463の1、1463の2、1482の1、1482の7、1482の9、1482の11及び1482の12の地先	3 433 58

○愛媛県告示第 801 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、城辺町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面 積 (平方メートル)
	区	域	
岩水	城辺町岩水1463の1、1463の2、1482の1、1482の7、1482の9、1482の11及び1482の12の地先	公有水面埋立地	3 433 58

○愛媛県告示第 802 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 功	松山市平井町236番地2

○愛媛県告示第 803 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成14年 4月 9日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏名	住所
理事	宮本 衛	八幡浜市大字向灘1735番地
"	菊池 俊一	八幡浜市横平乙169番地
"	崎田 八良	八幡浜市川上町川名津甲323番地 2
"	萩森 良房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	末光 久男	八幡浜市真網代丙710番地 3
"	岩切 優憲	八幡浜市大字向灘1768番地
"	矢野 恵稔	八幡浜市大字舌間 2 番耕地463番地
"	竹谷 輝男	八幡浜市348番地 1, 2, 3
"	富永 鶴光	八幡浜市穴井 3 番耕地705番地
"	和家 糸則	八幡浜市真網代丙257番地
"	谷口 豊茂	八幡浜市大字合田1873番地
"	片山 幸正	八幡浜市川上町川名津甲654番地
"	菊池 生一	八幡浜市大字松柏乙413番地
"	竹内 村男	八幡浜市大字八代217番地
"	西本 満俊	八幡浜市大字高野地1863番地第 2
"	長岡 行雄	八幡浜市日土町 4 番耕地112番地
"	山本 耕太郎	八幡浜市大字五反田 1 番耕地406番地
"	井上 喜代志	八幡浜市日土町 7 番耕地362番地
監事	田中 功	八幡浜市若山 4 番耕地360番地 5
"	田原 倉男	八幡浜市川上町上泊甲648番地
"	岡 善男	八幡浜市大字郷 2 番耕地308番地

"	黒田 文一	八幡浜市真網代丙643番地
"	二宮 春藏	八幡浜市日土町 8 番耕地555番地
"	毛利 宣夫	八幡浜市大字舌間 2 番耕地1285番地
"	吉田 五雄	八幡浜市真網代乙329番地
"	門石 長次郎	八幡浜市穴井 3 番耕地469番地
"	菊地 利光	八幡浜市大字川之内 5 番耕地372番地
"	崎田 八良	八幡浜市川上町川名津甲352番地 2
"	萩森 良房	八幡浜市日土町 5 番耕地2478番地
"	菊池 忠明	八幡浜市日土町 2 番耕地115番地の 2
"	清水 和義	八幡浜市川内町上泊甲220番地の第 4
"	岩切 優憲	八幡浜市大字向灘1768番地
"	竹谷 輝男	八幡浜市348番地 1, 2, 3
"	井上 覚	八幡浜市横平乙418番地
"	徳予 勝太郎	八幡浜市大字合田1919番地 1
"	西本 満俊	八幡浜市大字高野地1863番地第 2
"	二宮 洋次	八幡浜市大字五反田 2 番耕地325番地
"	西村 修	八幡浜市大字栗野浦219番地
監事	浮田 亀吉	八幡浜市若山 2 番耕地233番地
"	上田 博	八幡浜市大字郷 3 番耕地676番地第 1
"	田原 倉男	八幡浜市川内町上泊甲648番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	宮本 衛	八幡浜市大字向灘1735番地

○愛媛県告示第 804 号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第10条の規定に基づき平成14年4月1日次のように区画漁業を免許した。

平成14年4月9日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇特区第376号	南宇和郡内海村柏崎536番地 内海漁業協同組合	平成13年12月28日愛媛県 告示第2021号のとおり	平成14年4月1日から 平成16年3月31日まで
宇特区第377号	"	"	"
宇特区第378号	"	"	"
宇特区第379号	"	"	"

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第 6 号

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則を次のように定める。

平成14年4月9日

愛媛県公安委員会委員長 宮本 一成

愛媛県警察行政不服審査手続に関する規則

愛媛県警察の行政不服審査手続に関する規則（昭和40年愛媛県公安委員会規則第 5 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）
- 第 2 章 不服申立ての手続（第 5 条 - 第11条）
- 第 3 章 口頭審理（第12条 - 第15条）
- 第 4 章 検証等（第16条 - 第21条）
- 第 5 章 審査庁の措置（第22条 - 第27条）

第6章 専決（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき、公安委員会、警察本部長及び警察署長が行う行政不服審査の手續に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「処分庁」とは、不服申立ての対象となる処分を行った公安委員会並びに警察本部長、警察署長及びその他の警察官をいう。

2 この規則において「審査庁」とは、不服申立てがあったときに、これを審査して裁決又は決定をする行政庁をいう。

3 この規則において「主管課長」とは、公安委員会又は警察本部長の行う行政上の処分又は不作為に係る事務を主管する警察本部の課（課に準ずる組織を含む。以下同じ。）の長及び警察学校の長をいう。

（教示）

第3条 法第57条第1項の処分に係る教示は、当該処分を記載した文書又はこれに付した付せん、別表に定める教示文を記載して行うものとする。

（審査庁）

第4条 公安委員会の処分又は不作為に係る異議申立て並びに警察本部長及び警察署長の処分又は不作為に係る審査請求については、公安委員会を審査庁とする。

2 警察本部長又は警察署長の不作為に係る異議申立てについては、警察本部長又は当該警察署長を審査庁とする。

3 警察本部の部、課及び警察学校に所属する警察官の処分に係る審査請求については、警察本部長を審査庁とする。

4 警察署に所属する警察官の処分に係る審査請求については、当該警察官が所属する警察署の署長を審査庁とする。

第2章 不服申立ての手續

（不服申立て）

第5条 法第9条第1項の不服申立ての書面の様式は、不服申立書（様式第1号）のとおりとする。

（代表者等の資格の証明）

第6条 審査庁は、不服申立てが代表者若しくは管理人の名で、又は総代若しくは代理人によってなされるときは、これらの者に対し、法第13条第1項の資格を証明する書面を提出させるものとする。

（不服申立ての受け及び報告）

第7条 公安委員会又は警察本部長に対する不服申立てについては主管課長、警察署長に対する不服申立てについては当該不服申立てに係る処分又は不作為に係る警察署長が受理するものとする。

2 主管課長及び警察署長は、前項の規定により不服申立てを受理したときは、不服申立受理簿（様式第2号）に所定事項を記載するとともに、当該不服申立受理簿に記載した事項を、速やかに、審査庁に報告しなければならない。

（補正命令）

第8条 法第21条（法第48条及び第52条において準用する場

合を含む。）の補正命令は、補正命令書（様式第3号）を交付して行うものとする。

（弁明書の提出要求）

第9条 法第22条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の弁明書の提出要求は、弁明書提出要求書（様式第4号）に当該審査請求書の副本を添付して行うものとする。

（弁明書の副本の送付）

第10条 法第22条第3項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による弁明書の副本の送付は、弁明書副本送付書（様式第5号）に当該副本を添付して行うものとする。

（参加申立て）

第11条 法第24条第1項（法第48条において準用する場合を含む。）の規定により不服申立てに参加人として参加することについて許可を求める申立て（以下「参加申立て」という。）があるときは、主管課長（警察署長に対する参加申立てにあっては、当該警察署長）が受理するものとする。

2 主管課長及び警察署長は、前項の参加申立てがあったときは、当該利害関係人から申立書（様式第6号）を提出させ、又は警察職員に陳述録取書（様式第7号）を作成させてこれを当該利害関係人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該利害関係人が増減の変更の申立てをしたときは、その申立てを当該陳述録取書に記載して、当該利害関係人に署名押印を求めるとともに、当該陳述を録取した者に記名押印させるものとする。この場合において、当該利害関係人が署名押印を拒絶したときは、当該陳述録取書にその旨を記載するものとする。

3 第1項の参加申立てについて許可し、又は許可しないことを決定したときは、当該申立人に対し、通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 法第24条第2項（法第48条において準用する場合を含む。）の規定による参加の要求は、参加人参加要求書（様式第9号）を送付して行うものとする。

第3章 口頭審理

（口頭審理の申立て）

第12条 審査庁は、不服申立人（不服申立人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代が選任されたときは総代、代理人によって不服申立てをするときは代理人）又は参加人から法第25条第1項ただし書（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定により口頭で意見を述べること（以下「口頭審理」という。）について申立てがあったときは、当該申立人に口頭審理申立書（様式第10号）を提出させるものとする。

（補佐人）

第13条 第11条第1項から第3項までの規定は、法第25条第2項（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定により不服申立人又は参加人から補佐人とともに出頭することの申立てがあったときに準用する。この場合において、「法第24条第1項（法第48条）」とあるのは「法第25条（法第48条及び第52条第2項）」と、「参加人として参加することについて許可を求める申立て（以下「

参加申立て」とあるのは「補佐人とともに出頭することの申立て（以下「補佐人同伴申立て」と、「参加申立て」とあるのは「補佐人同伴申立て」と読み替えるものとする。

（口頭審理の方法及び通知）

第14条 口頭審理は、非公開により行うものとする。

2 審査庁は、口頭審理について申立てがあったときは、速やかに、口頭審理の期日及び場所その他必要な事項を決定した後、不服申立人又は参加人に対し、口頭審理期日通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（口頭審理の記録）

第15条 審査庁は、口頭審理を行ったときは、口頭意見陳述録取書（様式第12号）を作成して、これを当該陳述をした者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該陳述をした者が増減の変更の申立てをしたときは、当該申立てを当該陳述録取書に記載して、当該陳述をした者に署名押印を求めるとともに、当該陳述を録取した者に記名押印させるものとする。この場合において、当該陳述をした者が署名押印を拒絶したときは、当該陳述録取書にその旨を記載するものとする。

第4章 検証等

（証拠書類等の保管）

第16条 法第26条（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出があったときは、証拠書類等及び提出物件保管簿（様式第13号）に所定事項を記載するとともに、当該証拠書類等を提出した者に対し、証拠書類等（提出物件）預り書（様式第14号）を交付するものとする。

2 審査庁は、法第26条ただし書の規定により期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、証拠書類等提出期間決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

3 審査庁は、審査請求人、参加人又は処分庁に証拠書類等を閲覧させるときは、証拠書類等及び提出物件閲覧簿（様式第16号）に所定事項を記載させるものとする。

（参考人の陳述及び鑑定の要求）

第17条 第11条第1項から第3項までの規定は、法第27条（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する参考人の陳述及び鑑定等の要求の申立てについて準用する。この場合において、「法第24条第1項（法第48条）」とあるのは「法第27条（法第48条及び第52条第2項）」と、「不服申立てに参加人として参加することについて許可を求める申立て（以下「参加申立て」とあるのは「適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求める申立て（以下「参考人の陳述又は鑑定の申立て」と、「参加申立て」とあるのは「参考人の陳述又は鑑定の申立て」と読み替えるものとする。

2 法第27条の規定による参考人の陳述又は鑑定等の要求は、参考人陳述（鑑定）要求書（様式第17号）により行うものとする。

（物件の提出要求、保管等）

第18条 第11条第1項から第3項までの規定は、法第28条（

法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する物件の提出要求について準用する。この場合において、「法第24条第1項（法第48条）」とあるのは「法第28条（法第48条及び第52条第2項）」と、「不服申立てに参加人として参加することについて許可を求める申立て（以下「参加申立て」とあるのは「書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その物件を留め置く申立て（以下「物件の提出要求）」と、「参加申立て」とあるのは「物件の提出要求」と読み替えるものとする。

2 法第28条の規定による物件の提出要求は、物件提出要求書（様式第18号）により行うものとする。

3 第16条の規定は、前項の物件の保管について準用する。この場合において、「法第26条」とあるのは「法第28条」と、「証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）」とあるのは「前項の物件」と、「当該証拠書類等」とあるのは「当該物件」と読み替えるものとする。

（検証）

第19条 第11条第1項から第3項までの規定は、法第29条第1項（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する検証の申立てについて準用する。この場合において、「法第24条第1項（法第48条）」とあるのは「法第29条第1項（法第48条及び第52条第2項）」と、「不服申立てに参加人として参加することについて許可を求める申立て（以下「参加申立て」とあるのは「必要な場所につき、検証を求める申立て（以下「検証の申立て」と、「参加申立て」とあるのは「検証の申立て」と読み替えるものとする。

2 審査庁は、営業所、住居その他の人の管理する場所に立ち入って検証を行う必要があるときは、あらかじめ検証立入承諾依頼書（様式第19号）及び検証立入承諾（拒否）通知書（様式第20号）により検証のための立入りの承諾及びその回答を依頼するものとする。

3 審査庁は、前項の検証の立入りを拒否されたときは、通知書によりその旨を検証の申立てを行った者に通知するものとする。

4 審査庁は、法第29条第1項の検証を行ったときは、検証を行った職員に検証調書（様式第21号）を作成させ、署名押印させなければならない。

5 法第29条第2項（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、検証通知書（様式第22号）により行うものとする。

（審尋）

第20条 第11条第1項から第3項までの規定は、法第30条（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審尋の申立てについて準用する。この場合において、「法第24条第1項（法第48条）」とあるのは「法第30条（法第48条及び第52条第2項）」と、「不服申立てに参加人として参加することについて許可を求める申立て（以下「参加申立て」とあるのは「審査請求人又は参加人の審尋を求める申立て（以下「審尋の申立て」と、「参加申立て」とあるのは「審尋の申立て」と読み替えるものとする。

2 審査庁は、法第30条の規定による審尋をしたときは、審尋録取書（様式第23号）を作成して、これを当該審尋を受けた者に読み聞かせて誤りのないことを確認し、当該審尋を受けた者が増減の変更の申立てをしたときは、当該申立てを当該陳述録取書に記載して、当該審尋を受けた者に署名押印を求めるとともに、当該審尋を録取した者に記名押印させるものとする。この場合において、当該審尋を受けた者が署名押印を拒絶したときは、当該審尋録取書にその旨を記載するものとする。

（物件の提出通知等）

第21条 審査庁は、法第33条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定による物件の提出を受けたときは、証拠書類等及び提出物件保管簿に所定事項を記載するとともに、審査請求人又は参加人に対し、提出物件受領通知書（様式第24号）により通知するものとする。

2 法第33条第3項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の閲覧の日時及び場所の指定は、物件閲覧日時等指定書（様式第25号）を送付して行うものとする。

3 審査庁は、審査請求人、参加人又は処分庁に提出物件を閲覧させるときは、証拠書類等及び提出物件閲覧簿に所定事項を記載させるものとする。

第5章 審査庁の措置

（執行停止の通知）

第22条 審査庁は、法第34条第2項（法第48条において準用する場合を含む。）の規定により不服申立てに係る処分について執行停止を決定したときは、審査請求人及び参加人並びに当該不服申立てが審査請求である場合においては当該処分庁に対し、執行停止通知書（様式第26号）により通知しなければならない。

（執行停止の取消通知）

第23条 審査庁は、法第35条（法第48条において準用する場合を含む。）の規定により不服申立てに係る処分についての執行停止を取り消したときは、審査請求人及び参加人並びに当該不服申立てが審査請求である場合においては当該処分庁に対し、執行停止取消通知書（様式第27号）により通知しなければならない。

（手続併合及び分離の通知）

第24条 審査庁は、法第36条（法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定により数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離したときは、審査請求人及び参加人並びに当該不服申立てが審査請求である場合においては当該処分庁に対し、手続併合（分離）通知書（様式第28号）により通知するものとする。

（不服申立ての取下げ）

第25条 法第39条第2項（法第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の不服申立ての取下げの書面の様式は、不服申立取下書（様式第29号）のとおりとする。

2 審査庁は、不服申立人から不服申立ての取下げがあったときは、速やかに、法第26条の規定により提出された証拠書類等及び法第28条の規定により提出された物件を、これらを提出した者に返還するものとする。

（裁決及び決定等）

第26条 法第41条第1項（法第48条及び第52条において準用

する場合を含む。）の裁決又は決定の書面の様式は、裁決（決定）書（様式第30号）のとおりとする。

2 法第42条第3項（法第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の公示の書面の様式は、公示書（様式第31号）のとおりとする。

3 法第50条第2項の不作为の理由を示す書面の様式は、不作为理由通知書（様式第32号）のとおりとする。

（証拠書類等及び提出物件の返還）

第27条 審査庁は、証拠書類等又は物件を提出した者に対し、当該物件等を返還するときは、第16条（第18条第3項において準用する場合を含む。）の規定により交付した証拠書類等（提出物件）預り書と引換えに行うものとする。

第6章 専決

（審査手続の専決）

第28条 行政不服審査の審査手続に関する公安委員会又は警察本部長の権限に属する事項のうち、次に掲げるもの以外のものについては、主管課長において専決することができる。

(1) 法第34条第2項（法第48条において準用する場合を含む。）の規定による処分の執行停止

(2) 法第35条（法第48条において準用する場合を含む。）の規定による処分の執行停止の取消し

(3) 法第40条の規定による審査請求の裁決

(4) 法第42条第2項ただし書の裁決書の公示

(5) 法第47条の規定による異議申立てに関する決定

(6) 法第50条の規定による不作为についての異議申立ての決定その他の措置

(7) 法第51条の規定による不作为についての審査請求に対する裁決

2 主管課長は、前項の専決を行った後、速やかに、その内容を審査庁に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

教 示 文

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会（愛媛県警察本部長、愛媛県警察署長）に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

様式第1号(第5条関係) 不服申立書

審 査 請 求 書
異 議 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

不服申立人住所

氏名

印

年齢

歳

代表者(管理人、総代、代理人)

住所

氏名

印

行政不服審査法 第5条第1項 第6条第1項 の規定に基づき、次のとおり 審査請
異議申

求
立て をします。

不服申立てに 係る処分及び 処分年月日	
不服申立てに係る 処分を知った年月日	
不服申立ての 趣旨及び理由	
処分庁の教示の 有無及びその内容	
その他参考事項	

- 注1 不服申立人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 異議申立てについての決定を経ないで審査請求する場合には、異議申立てをした年月日及びその決定を経ないことについての正当な理由を「その他参考事項」の欄に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号(第8条関係)

補正命令書

第 号
年 月 日

殿

審査庁名 印

あなたの審査請求書
異議申立書は、次の事項について不適法ですから、

年 月 日までに補正してください。

なお、期限までに補正された不服申立書が提出されないときは、

の規定により、審査請求
異議申立てを却下することがあり

ます。

補正を要する事項

様式第4号(第9条関係)

弁 明 書 提 出 要 求 書

第 号
年 月 日

処 分 庁 名 殿

審 査 庁 名 印

年 月 日付けをもって不服申立人

から提起された

についての審査請求につき、行政不服審査法 の規定に
より、別紙のとおり不服申立書副本を送付するので、当該審査請求
に対する弁明書正副2通を 年 月 日までに提出され
たい。

様式第5号(第10条関係)

弁 明 書 副 本 送 付 書

第 号
年 月 日

殿

審 査 庁 名 印

あなたが審査請求をした について、処分
庁から別添のとおり弁明書が提出されたので送付します。
この弁明書について反論することがあれば、 年 月
日までに反論書を(審査庁名)あて提出してください。

様式第6号(第11条、第13条、第17条、第18条、第19条、第20条関係) 申立書

様式第6号(その1) 参加申立書

参 加 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

年 齡

歳

次の不服申立事案について、参加の申立てをします。

不 服 申 立 人 の
住 所 及 び 氏 名

不 服 申 立 て の 内 容

利 害 関 係 の 内 容

注1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その2) 補佐人同伴申立書

補 佐 人 同 伴 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住 所

氏 名

⑩

年 齢

歳

次の不服申立事案について、補佐人同伴の申立てをします。

不 服 申 立 人 の
住 所 及 び 氏 名

不 服 申 立 て の 内 容

補佐人の住所、氏
名、生年月日及び
補佐人とともに
出頭することを
必要とする理由

注1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その3) 参考人陳述申立書

参 考 人 陳 述 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

年 齡

歳

次の不服申立事案について、参考人陳述の申立てをします。

不 服 申 立 人 の
住 所 及 び 氏 名

不 服 申 立 て の 内 容

参 考 人 の 住 所 、 氏
名 、 年 齡 、 職 業 、
参 考 人 の 陳 述 を 必
要 と す る 理 由 及 び
費 用 の 負 担

注1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 参考人陳述に要する費用については、申立人が負担する旨を「参考人の住所、氏名、年齢、職業、参考人の陳述を必要とする理由及び費用の負担」の欄に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その4) 鑑定申立書

鑑 定 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住 所

氏 名

年 齢

⑩

歳

次の不服申立事案について、鑑定の申立てをします。

不 服 申 立 人 の
住 所 及 び 氏 名

不 服 申 立 て の 内 容

鑑 定 人 の 住 所 、 氏
名 、 年 齢 、 職 業 、
鑑 定 を 求 め る 理 由
及 び 費 用 の 負 担

注1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 鑑定に要する費用については、申立人が負担する旨を「鑑定人の住所、氏名、年齢、職業、鑑定を求める理由及び費用の負担」の欄に記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その5) 物件提出申立書

物件提出申立書

年 月 日

審査庁名 殿

住 所

氏 名

⑩

年 齢

歳

次の不服申立事案について、物件の提出の申立てをします。

不服申立人の
住所及び氏名

不服申立ての内容

提出する物件の
品名及び数量並
びに当該物件を
提出する理由

注1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その6) 検証申立書

検 証 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住 所

氏 名

年 齢

印

歳

次の不服申立事案について、検証の申立てをします。

不 服 申 立 人 の
住 所 及 び 氏 名

不 服 申 立 て の 内 容

検 証 の 場 所 、 検 証
を 必 要 と す る 理 由
及 び 検 証 を 希 望 す
る 日 時

注1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第6号(その7) 審尋申立書

審 尋 申 立 書

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住 所

氏 名

㊞

年 齢

歳

次の不服申立事案について、審尋の申立てをします。

不 服 申 立 人 の
住 所 及 び 氏 名

不 服 申 立 て の 内 容

審 尋 を 必 要 と す る
不 服 申 立 人 又 は 参
加 人 の 住 所 及 び 氏
名、審 尋 を 必 要 と
す る 理 由 並 び に 審
尋 事 項

注 1 申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第7号(第11条、第13条、第17条、第18条、第19条、第20条関係)

陳 述 録 取 書

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

上記の者は、 年 月 日、
において
について、要旨以下のとおり陳述した。

陳述人署名 ㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

年 月 日

所 属
職氏名 ㊟

注 陳述人が署名押印を拒絶したときは、その旨記載しておくこと。

様式第8号(第11条、第13条、第17条、第18条、第19条、第20条関係)

通 知 書

第 号
年 月 日

殿

審 査 庁 名 印

あなたが 年 月 日申請した、(利害関係人としての参加・補佐人同伴・参考人陳述(鑑定)・物件の提出・検証・審尋)の申立てについては、次のとおり決定しました。

決 定 事 項

理 由

様式第9号(第11条関係)

参加人参加要求書

第 号
年 月 日

殿

審査庁名 印

不服申立ての審査のために必要であるので、行政不服審査法の規定により、次のとおり参加人として参加することを求めます。

不服申立人の
住所及び氏名

不服申立ての内容

不服申立てとあなた
との利害関係の内容

日時及び場所

上記の日時に出席することができないときは、担当係員にその旨を連絡してください。

担当係 愛媛県警察本部 課 (氏 名)

電話番号

様式第10号（第12条関係）

口 頭 審 理 申 立 書

年 月 日

殿

不服申立人

住 所

氏 名

年 齢

連絡先

印

歳

次のとおり不服申立ての審査の際に口頭で意見を述べる機会を与えていただきたく申し立てます。

不服申立年月日

不服申立ての内容

陳述の項目及び口頭による陳述を必要とする理由

注1 不服申立人は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11号（第14条関係）

口 頭 審 理 期 日 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

審 査 庁 名 印

不服申立人
処 分 庁

上記不服申立人に対する の処分に関する
審査請求 事案につき、次のとおり口頭審理を開くことが決定した
異議申立て
ので通知します。

なお、この期日に正当な理由がなく欠席したときは、欠席のまま
審理します。

病気その他の理由によって期日の変更を必要とするときは、期日
の前日までに期日の変更願を提出してください。

口頭審理の日時	
口頭審理の場所	
<p>連絡先</p> <p>愛媛県警察本部 課（氏 名）</p> <p>電話番号</p>	

様式第12号（第15条関係）

口 頭 意 見 陳 述 録 取 書

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

上記の者は、 年 月 日、
において
について、要旨を以下のとおり口頭で意見を述べた。

陳 述 人 署 名 ㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

年 月 日

所 属
職 氏 名 ㊟

注 陳述人が署名押印を拒絶したときは、その旨記載しておくこと。

様式第14号 (第16条、第18条、第27条関係)

証 拠 書 類 等
提 出 物 件 預 り 書

年 月 日

殿

審 査 庁 名 印

不服申立ての審査のため、必要な証拠書類等提出物件を次のとおり預りま
した。

不服申立ての件名	
不服申立人の 住所及び氏名	
預かった年月日	
預かった証拠書類 等(提出物件)の 品名及び数量	

この預り書は、証拠書類等提出物件をあなたに返還するときに引き換える
こととなりますので、大切に保管してください。

様式第15号（第16条、第18条関係）

証 拠 書 類 等 提 出 期 間 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

殿

審 査 庁 名 印

行政不服審査法 の規定により、
に関する証拠書類等を提出しようとするときは、 年 月
日から 年 月 日までの間に提出してください。

証拠書類等及び提出物件閲覧簿

閲覧年月日	閲覧者の住所、氏名及び電話番号	閲覧に係る事案の件名	閲覧を希望する証拠書類等	出庫日時	取扱者印	返納日時	取扱者印

様式第17号（第17条関係）

参 考 人 陳 述 要 求 書
鑑 定

第 年 月 日
号

殿

審 査 庁 名 印

不服申立ての審査のために必要であるので、行政不服審査法
の規定により、次のとおり陳述
鑑 定 を 求 め ま す 。

不 服 申 立 人 及 び
不 服 申 立 て の 内 容

陳 述 又 は 鑑 定
を す る べ き 事 項

日 時 及 び 場 所

上記の日時に出席することができないときは、担当係員にその旨
を連絡してください。

担 当 係 愛 媛 県 警 察 本 部 課 （ 氏 名 ）
電 話 番 号

様式第18号 (第18条関係)

物 件 提 出 要 求 書

第 号
年 月 日

殿

審 査 庁 名 印

不服申立ての審査のため必要がありますので、行政不服審査法の規定により、次のとおり物件を提出してください。

<p>不服申立ての件名</p>	
<p>不 服 申 立 人 の 住 所 及 び 氏 名</p>	
<p>提出を求める物件 の 名 称 及 び 数 量</p>	
<p>提 出 期 限 及 び 提 出 場 所</p>	

上記の提出期限までに物件を提出することができないときは、担当係員にその旨を連絡してください。

担当係 愛媛県警察本部 課 (氏 名)
電話番号

様式第19号（第19条関係）

第 号
年 月 日

住所

氏名

殿

審査庁名 印

検証立入承諾依頼書

不服申立ての審査のため、次のとおり行政不服審査法 の
規定による検証を行うので、立入りを承諾されるようお願いいたします。

不服申立ての内容	
不服申立人の 住所及び氏名	
検証の日時	
検証の場所	
検証を行う理由	
担当者連絡先	

様式第20号（第19条関係）

年 月 日

審 査 庁 名 殿

住所

氏名

㊞

検 証 立 入 承 諾 通 知 書
拒 否

年 月 日 付 け 第 号 により 依 頼 の あ っ た 検 証 の

立 入 り を 承 諾 拒 否 し ま す 。

様式第21号（第19条関係）

検 証 調 書

不服申立てについて行った検証の結果は、次のとおりであります。

年 月 日

官 職
氏 名

印

不服申立ての件名

不服申立人の
住所及び氏名

検 証 の 日 時

検 証 の 場 所

検 証 立 会 人 の
住 所 及 び 氏 名

検 証 の 結 果

備 考

様式第22号 (第19条関係)

検 証 通 知 書

第 年 月 日
号

殿

審 査 庁 名 印

行政不服審査法 の規定により、次のとおり検証を行
うので、これに立ち会う機会を与えるため、 の規
定により通知する。

不服申立ての件名	
不服申立人の 住所及び氏名	
検 証 の 日 時	
検 証 の 場 所 及 び 名 称	
検 証 事 項	

上記の検証の日時に立ち会うことができないときは、担当係員に
その旨を連絡してください。

担当係 愛媛県警察本部 課 (氏 名)
電話番号

様式第23号（第20条関係）

審 尋 録 取 書

住 所
氏 名
年 齢
連絡先

上記の者は、 年 月 日
において、
について、概要以下のとおり審尋した。

被審尋者署名 ㊟

上記のとおり録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

年 月 日

所 属
職氏名 ㊟

注 被審尋者が署名押印を拒絶したときは、その旨記載しておくこと。

様式第24号（第21条関係）

提出物件受領通知書

第 年 月 日
号

殿

審査庁名 印

につき
から次の物件が提出されたので通知します。

番号	標 目	提出日時	数 量	備 考

様式第25号（第21条関係）

物件閲覧日時等指定書

第 年 月 日
号 日

殿

審査庁名

つき
年 月 日に請求のあった物件の閲覧については、行政不服審査法の規定により、次のとおり年月日時及び場所を指定したので通知します。

なお、閲覧の際は、この指定書を持参してください。

閲覧の日時	年 月 日 時から 時まで
閲覧の場所	

様式第26号 (第22条関係)

執 行 停 止 通 知 書

第 年 月 号 日

殿

審 査 庁 名 印

行政不服審査法 の規定により、次のとおり執行停止
をすることを決定したので通知します。

不服申立ての件名	
不服申立人の 住所及び氏名	
不服申立て に係る処分	
執行停止の内容	
執行停止の期間	

様式第27号（第23条関係）

執 行 停 止 取 消 通 知 書

第 年 月 日
号 日

殿

審 査 庁 名 印

行政不服審査法 の規定により、 年 月 日付
け執行停止通知書をもって通知した執行停止を次のとおり取り消し
たので通知します。

不服申立ての件名	
不 服 申 立 人 の 住 所 及 び 氏 名	
不服申立ての年月日	
執行停止の年月日	
執 行 停 止 の 取 消 し の 理 由	

様式第28号 (第24条関係)

手 続 併 合 通 知 書
分 離

第 年 月 日
号

殿

審 査 庁 名 印

行政不服審査法

の規定により、次のとおり

を併合
を分離
したので通知します。

併合（分離）する不服
申立ての件名、不服申
立年月日、不服申立人
の住所及び氏名

不服申立てに係る処分

併合（分離）する理由

様式第29号（第25条関係）

不 服 申 立 取 下 書

年 月 日

殿

住 所
氏 名

印

年 月 日付けで提出した について
の不服申立てを取り下げます。

注1 取下人は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第30号（第26条関係）

裁 決 書
決 定

第 年 月 日
号

殿

審 査 庁 名 印

あなたの審査請求の内容を審査した結果、次のとおり審査請求の異議申立てを裁決します。

主 文	
不服申立ての要旨	
裁 決 の 理 由	

様式第31号（第26条関係）

公 示 書

第 年 月 日
号

住 所

殿

審 査 庁 名 印

年 月 日付けであなたから申立てのあった不服申
立ての^{裁決}書の謄本は、公示の日から1年間 ^{決定} に
において保管しているのので、その期限内の愛媛県の休日を定める条例
（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日以外の日の8時
30分から17時15分までの間に、受け取りに来てください。

様式第32号（第26条関係）

不 作 為 理 由 通 知 書

第 年 月 日
号

殿

不 作 為 庁 名 印

不作為の理由は、次のとおりであるので通知します。 についての

異議申立ての内容

理 由

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年4月9日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ケ及び同項第3号オ中「助産婦」を「助産師」に改める。

別記様式第7号中「愛媛県公安委員会第 号」を「公委第 号」に改める。

別記様式第21号中「第 号」を「公委 第 号」に改め、「取り消したので」の下に「、同条第2項の規定により」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 免 辞 令

○定年退職

平成14年3月31日定年退職

愛媛県議会事務局書記 井 上 久 義